

令和3年度

第3回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和3年6月15日

湯沢市農業委員会

第3回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和3年6月15日(火) 午後2時30分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午後2時33分

閉会 午後4時19分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	高橋 忠雄	11番	水戸 義昭
2番	伊藤 秀郎	12番	姉崎 与志弘
3番	瀬川 等	13番	佐々木 昇
4番	麻生 良子	14番	藤谷 清志
5番	佐藤 昇	15番	由利 幸悦
6番	宮原 正明	16番	佐藤 栄子
7番	杳澤 弥	17番	川崎 秀悦
8番	高橋 郁夫	18番	高橋 敬悦(会長職務代理者)
10番	加藤 エリ子	19番	高橋 伸太郎(会長)

2) 欠席した委員

9番 西村 一

3) 遅刻した委員

なし

19名中18名出席  
(午後2時33分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 大野 重雄

班 長 阿部 武彦

主 事 佐々木 健琉

## 5) 会議の提出案件

### 1 会務報告

### 2 報 告

- ・報告第2号 第1回農地対策専門委員会の報告
- ・報告第3号 第5回運営委員会の報告
- ・農地法に基づく届出等の報告
  - (1) 賃貸借契約合意解約
  - (2) 使用貸借契約合意解約
  - (3) 公共事業等に伴う転用の届出
  - (4) 農地法第4条第1項第8号届出
  - (5) 農地法第43条第1項の規定による届出（農作物栽培高度化施設の底面をコンクリート等で覆うための届出）
  - (6) 申請許可状況

### 3 議 案

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について

議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第18号 押印を求める手続の見直し等のための関係規則の整備に関する規則の制定について

議案第19号 湯沢市農業委員会互選規程の一部改正について

<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午後 2 時33分 委員総数19名中ただいまの出席委員は18名 であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会 いたします。</p> <p>欠席届を提出されている委員の方は、9 番 西村 一 委員です。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例に よりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、6 番 宮原 正明 委員、7 番 沓澤 弥 委員、の兩名 を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかが でしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告 8 件、議案 7 件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。 冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に、挙手による採決を行います。 また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席 していただきますのでご協力をお願い致します。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨 に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願い致します。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(大野事務局長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>大野事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p>

議 長	<p>会務報告の内容についてご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に報告第2号 第1回農地対策専門委員会の報告をお願いします。</p> <p>(10番 加藤 エリ子 委員、挙手)</p>
議 長	<p>10番 加藤 エリ子 委員。</p> <p>(第1回農地対策専門委員会報告、朗読説明)</p>
議 長	<p>報告第2号 第1回農地対策専門委員会の報告についてご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に報告第3号 第5回運営委員会の報告をお願いします。</p> <p>(18番 高橋 敬悦会長職務代理者、挙手)</p>
議 長	<p>18番 高橋 敬悦会長職務代理者。</p> <p>(第5回運営委員会報告、朗読説明)</p>
議 長	<p>報告第3号 第5回運営委員会報告についてご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p>

議 長	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>
阿部班長	<p>(届出等報告、朗読説明)</p> <p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。</p> <p>議案書 2 ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約通知は14件、面積6,674.50㎡であります。解約理由は、整理番号第20号、21号、22号、23号、26号、27号、28号、29号、31号、32号は所有者の都合による、整理番号第24号は貸人の都合による、整理番号第25号は借人死亡のため、整理番号第30号は耕作不便のため、整理番号第33号は借人の都合による、となっております。</p> <p>議案書 3 ページをご覧ください。2 使用貸借契約合意解約通知は 1 件、面積1,018㎡であります。解約事由は第三者に所有権移転するためとなっております。</p> <p>次に 3 公共事業等に伴う転用の届出であります。土地の所在は皆瀬字坂ノ上3-1、地目は田、面積は1,123㎡で、届出の事由は光通信サービスエリア拡大を図るためのボックス型局舎建設工事用車両通路のためであります。</p> <p>次に 4 農地法第 4 条第 1 項第 8 号届出であります。整理番号第 1 号は、場所は稲庭町字下桃倉24-2、地目は畑、面積は769㎡のうち162㎡であります。届出の事由は農作業小屋周りの整備であります。整理番号第 2 号は、場所は秋ノ宮字嶽下山根158-1、159、地目は田、面積は4,542㎡のうち165㎡であります。届出の事由はビニールハウス新設に伴う作業道路であります。</p> <p>次に 5 農地法第43条第 1 項の規定による届出であります。場所は秋ノ宮字嶽下山根158-1、159、地目は田、面積は4,542㎡のうち338.80㎡であります。届出の事由は農産物栽培高度化施設である菌床しいたけ栽培用ビニールハウスに砂利を敷設するためであります。</p> <p>議案書 3 ページから 4 ページをご覧ください。次に 6 申請許可状況であります。5 条所有権移転申請番号第15号は令和 2 年12月23日開催の常設審議委員会に諮問し許可相当の答申を受け、都市計画法第29条による開発行為の許可と同日に許可することとしておりました。令和 3 年 5 月</p>

	<p>10日付で開発行為が許可されたため、同日に転用を許可したものであります。</p> <p>また、先月の転用案件は8件で、うち1件は都市計画法第29条による開発行為の許可と同日に許可することとしているため、まだ許可しておりません。それ以外の7件のうち秋田県農業会議常設審議委員会に諮問の必要がなかった5条所有権移転申請番号第1号、2号、4号、8号は5月13日付けで許可し、第3号、6号、7号は秋田県農業会議常設審議委員会に諮問し許可相当の答申を受け、5月20日付けで許可しております。報告は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、ご了承願います。</p> <p>次に議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。案件を事務局より説明していただきます。</p>
<p>議 長</p>	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>
<p>阿部班長</p>	<p>(議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p> <p>議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和3年6月15日提出。</p> <p>議案書6ページをご覧ください。使用貸借権設定は3件、面積2,571㎡であります。申請事由は、経営縮小のためであります。</p> <p>次に議案書7ページをご覧ください。賃貸借権設定は1件、面積7,257㎡であります。申請事由は、農業廃止のためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。</p> <p>次に議案書8ページから9ページをご覧ください。所有権移転は5件、</p>

	<p>面積9,617㎡であります。申請事由は、申請番号第5号、6号は農地の交換のため、申請番号第7号は相手方の要望による、申請番号第8号は審判による売渡のため、申請番号第9号は農業廃止のためであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手。議案第13号「農地法3条の規定による許可申請について」を申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第14号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、を議題とします。案件を、事務局より説明をお願い致します。</p>
<p>議長</p>	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>
<p>阿部班長</p>	<p>(議案第14号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、朗読説明)</p> <p>議案第14号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の可否について決定を要す。令和3年6月15日提出</p> <p>議案書11ページから20ページをご覧ください。利用権設定は賃貸借権が29件、面積は200,691㎡であります。新規の設定が13件、再設定が16件であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。使用</p>

	<p>貸借権は8件、面積は10,547.30㎡であります。新規の設定が7件、再設定が1件であります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>
4番	<p>利用権設定整理番号第71号、72号、73号の賃借人は新規就農者か。</p>
阿部班長	<p>新規就農者であります。今年の4月に認定農業者に認定されております。</p>
議長	<p>他にご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。議案第14号について、計画のとおり決定することといたします。</p> <p>次に、議案第15号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議長	<p>阿部班長</p> <p>(議案第15号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)」、朗読説明)</p>
阿部班長	<p>議案第15号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用</p>



議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。集積計画整理番号(転貸人へ)第23号及び集積計画整理番号(転借人へ)第31号を承認することといたします。退席者の着席をお願い致します。</p> <p>(18番 高橋 敬悦 委員、着席) (午後2時58分)</p>
議 長	<p>次に、議案第15号議事参与制限以外の利用集積計画について事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議 長	<p>阿部班長。</p> <p>(議案第15号議事参与制限以外の利用集積計画について、朗読説明)</p>
阿部班長	<p>議案書22ページから25ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用集積計画は、集積計画整理番号(転貸人へ)は10件、面積132,560㎡であります。貸付理由はすべて経営縮小となっております。集積計画整理番号(転借人へ)は7件、すべて経営拡張による借り受けであります。賃料については総会資料記載のとおりであります。すべての利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。集積計画について、何かご質問ありませんか。</p>

8 番	主たる事業が農業でない法人でも農地中間管理事業の転借人になることができるか。
阿部班長	農地中間管理事業の転借人になることはできます。
議 長	暫時休憩します。 (午後 3 時 4 分)
議 長	再開します。 (午後 3 時 7 分)
議 長	他にご質問ありませんか。  (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、集積計画について採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。  (全員挙手)
議 長	全員挙手。議事参与制限以外の利用集積計画を計画のとおり決定することと致します。 次に、議案第16号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。  (阿部班長、挙手)
議 長	阿部班長。
阿部班長	(議案第16号「農地法第4条の規定による許可申請について」、朗読説明) 議案第16号「農地法第4条の規定による許可申請について」1農地法第4条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第4項及び第5項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2農地法第4条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令

和3年6月15日提出。

議案書27ページをご覧ください。4条申請番号第1号、議案付属資料は9ページから12ページをご覧ください。申請地は、●、地目は●、面積は●㎡であります。

申請内容は、これまで使用していた道路が国道398号の新設のために利用できなくなってしまい、耕作地へ出入りできなくなってしまったことから所有している田の一部を道路として整備するための転用であります。なお、転用許可を受けずに整備がされていることから追認案件となっております。申請地は、湯沢市役所皆瀬総合支所から北へ約0.3km、市立皆瀬小学校から南へ約0.6kmに位置し、東側は道路、西側、南側、北側は田に隣接しております。農地区分は、申請地からおおむね300m以内に湯沢市役所皆瀬総合支所があることから第3種農地と判断しました。申請については、申請地は第3種農地であり、計画についても特に問題はないものと考えます。事業計画は、高さ●m、土量●m<sup>3</sup>の造成を行い●㎡のうち●㎡を農業用道路として整備するものであります。事業費は造成・整地経費が●円となっております。被害防除計画については西側を法面保護するものです。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理するものです。許可判断として、申請地は第3種農地であり、計画についても特に問題はないものと考えます。説明は以上です。

議長

ここで、現地確認結果について、17番 川崎 秀悦 委員から報告願います。

(17番 川崎 秀悦 委員、挙手)

議長

17番 川崎 秀悦 委員。

17番

議案第16号の現地確認について報告いたします。

5月27日、1番 高橋 忠雄 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をしてみました。

先ほど、事務局より説明があったとおり、申請地には農業用道路が整備されている状況でありました。

	<p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>説明及び報告が終わりました。議案第16号について質疑を行います。</p>
議 長	<p>何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、議案第16号について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第16号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。</p> <p>次に、議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
阿部班長	<p>(議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p> <p>議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請について」1農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第3項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2農地法第5条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和3年6月15日提出。</p> <p>初めに5条使用貸借権設定申請番号第1号について説明させていただきます。議案書29ページ、議案付属資料は13ページから21ページをご覧ください。</p>

ください。申請地は、●、地目は●、面積は●㎡であります。

申請内容は、住宅の老朽化と家族が増えたことで手狭であることから、祖父が所有する土地を借り受けて一般住宅を建築するための転用であります。申請地は、高松地区センターから西へ約0.9km、須川コミュニティセンターから南東へ約5.6kmに位置し、東・北側は田、西側は宅地、南側は道路に隣接しております。農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地であることから第1種農地と判断しました。事業計画は、造成工事等を行わず、●と一体で利用し住宅●㎡を建築するものです。事業費については、施設・建物建設経費●円、登記費用●円、計●円であります。被害防除計画は、隣接地と申請地は高低差がなく崩落等の危険性がないことから特に防除措置は行わないものです。汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、雨水は水路放流、自然流下により処理するものです。許可判断として、申請地は第1種農地であります但不許可の例外の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、規則第33条第4号に該当するものと考えます。

次に5条使用貸借権設定申請番号第2号について説明させていただきます。議案書29ページ、議案付属資料は22ページから31ページをご覧ください。申請地は、●、地目は●、面積は●㎡であります。

申請内容は、住宅の改修工事をするための転用であります。なお、申請地には既に既存住宅の底地として利用されており違反転用の状態であります。施工当時、申請者が農地を利用する際に転用の申請・許可が必要であることを知らなかったために起きた事案であり、確信的に施工されたものではないことから悪質とは言い難く、また、反省している旨の顛末書が提出されているため申請を受理することとしました。

申請地は、高松地区センターから西へ約0.9km、須川コミュニティセンターから南東へ約5.6kmに位置し、東・北側は宅地、西・南側は田に隣接している。農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地であることから第1種農地と判断しました。事業計画は、隣接する●と一体で整備し●㎡の住宅を改修するものです。事業費は、建物改修費●円、測量・登記経費●円、計●円となっております。被害防除計画は隣接地と申請地で高低差がなく崩落等の危険性がないことから特に防

除措置は行わないものです。汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、雨水は水路放流、自然流下により処理するものです。許可判断として、申請地は第1種農地であるが不許可の例外の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、規則第33条第4号に該当するものと考えます。

次に5条賃貸借権設定申請番号第1号及び2号について説明させていただきます。議案書30ページ、議案付属資料は32ページから41ページをご覧ください。申請地は、●、地目は●、面積は●㎡であります。

申請内容は、近年の事業拡大に伴い既存の資材置場が手狭となったため、申請地を取得し新たに資材置場として利用するための転用であります。なお、申請地は既に資材置場として整備・利用されており違反転用の状態ではありますが、施工当時、申請者が農地を利用する際に転用の申請・許可が必要であることを知らなかったために起きた事案であり、確信的に施工されたものではないことから悪質とは言い難く、また、反省している旨の顛末書が提出されているため申請を受理することとしました。申請地は、市立湯沢北中学校から北へ約2.6km、下湯沢駅から西へ約2.9kmに位置し、東・南・北側は宅地、西側は原野に隣接しております。農地区分は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地（その他農地）と判断しました。事業計画は、高さ0.45m、土量●m<sup>3</sup>の造成工事を行い、●と一体で資材置場を整備するものです。事業費は、借上経費が年額●円、造成・整地経費●円、測量・登記費●円、諸経費●円、計●円となっております。被害防除計画は、東側は防護柵を設置、西側は法面保護し、北側は緩衝地を設けて対応するものです。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水を水路放流により処理するものです。許可判断として、申請地は第2種農地であるが、不許可の例外の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、規則第33条第4号に該当するものと考えられるため、やむを得ないと判断しました。

次に5条所有権移転申請番号第9号について説明させていただきます

す。議案書31ページ、議案付属資料は42ページから51ページをご覧ください。申請地は、●、地目は●、面積は●㎡であります。

申請内容は、現在、居住している住宅の老朽化と居住人数が増え手狭となることから、申請地を取得して新たに住宅を建築するための転用であります。申請地は、湯沢市役所から南へ約2.1km、市立湯沢南中学校から北へ約0.8kmに位置し、東・西側は道路、南側は田、北側は雑種地に隣接しております。農地区分は、都市計画区域・第1種中高層住居専用地域であることから第3種農地と判断しました。事業計画は、高さ●m・土量●㎡の造成を行い、住宅●㎡を建築するものです。事業費は、用地取得・借上経費●円、造成・整地経費●円、施設・建物建設経費●円、測量登記経費●円、搬入費等諸経費●円、計●円である。被害防除計画は、東側は側溝にコンクリート蓋を設置し、西側は造成工事に合わせて固めるものです。南側は農地を考慮しL字型擁壁を設置、北側は既存の境界縁石で対応するものです。汚水・生活雑排水は公共下水道により処理し、雨水は自然流下により処理するものです。許可判断として、申請地は第3種農地であり、事業計画にも問題はなく一般基準を満たしていることから許可相当と考えます。

次に申請番号第10号について説明させていただきます。議案書31ページ、議案付属資料は52ページから58ページをご覧ください。申請地は、●、地目は●、面積は●㎡であります。

申請内容は、家族が増え既存の駐車場では手狭になることから、申請地を取得して駐車場として既に利用している●と一体的に利用するための転用であります。申請地は、湯沢市役所から南へ約2.1km、市立湯沢南中学校から北へ約0.8kmに位置し、東・西側は道路、南側は宅地、北側は田に隣接しております。農地区分は、都市計画区域・第1種中高層住居専用地域であることから第3種農地と判断しました。事業計画は、高さ●m・土量●㎡の造成を行い、駐車場を整備するものです。事業費は、用地取得・借上経費●円、造成・整地経費●円、測量・登記経費●円、計●円あります。被害防除計画は、東側は側溝にコンクリート蓋を設置し、西・北側はL字型擁壁を設置するものです。南側は造成工事に合わせて固めるものです。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理するものです。許可判断として、申請地は第3種農地であり、

事業計画にも問題はなく一般基準を満たしていることから許可相当と考えます。

次に申請番号第11号について説明させていただきます。議案書31ページ、議案付属資料は59ページから65ページをご覧ください。申請地は、●、地目は●、面積は●㎡であります。

申請内容は、事業の拡大のため、現在の住宅を解体後に工場を拡大し、新たに住宅を建築するための転用であります。申請地は、湯沢市役所稲川総合支所から北東へ約2.1km、市立駒形小学校から南東へ約3.3kmに位置し、東・西側は畑、南側は道路、北側は田に隣接しております。農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地であることから第1種農地と判断しました。事業計画は、造成の計画はなく、住宅●㎡を建築するものです。事業費は、用地取得・借上経費●円、施設・建物建設経費●円、設計費●円、測量登記経費●円、計●円であります。被害防除計画は、東・北側は緩衝地を設けて対応するものです。汚水・生活雑排水は合併浄化槽により処理し、雨水は自然流下により処理するものです。許可判断として、申請地は第1種農地であるが、不許可の例外の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、規則第33条第4号に該当するものと考えます。

次に申請番号第12号について説明させていただきます。議案書32ページ、議案付属資料は66ページから77ページをご覧ください。申請地は、●、地目は●、面積は●㎡であります。

申請内容は、障がい者福祉サービス事業を行っているが、サービスの利用者数が近年増加しており、事業スペースの確保が難しくなっていることから、申請地を取得して、施設利用者が使用する作業場、住宅の建築、駐車場、資材置場、重機置場を整備するための転用であります。申請地は、湯沢市役所皆瀬総合支所から南へ約4.1km、高松地区センターから東へ約12.6kmに位置し、東・南・北側は山林、西側は宅地に隣接しております。農地区分は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地（その他農地）と判断しました。事業計画は、造成工事等は行わず、●を一体として作業場●㎡、住宅●㎡を建築、駐車

場●㎡、重機置場●㎡、資材置場●㎡、通路●㎡を整備するものです。事業費は、用地取得費●円、整地費●円、建物建設費●円、設計費●円、登記経費●円、諸経費●円、計●円であります。被害防除計画は、東・西・南・北側すべて緩衝地を設けるものです。汚水、生活雑排水は合併浄化槽で処理し、雨水は自然流下で処理するものです。許可判断として、申請地は第2種農地であるが、不許可の例外の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、規則第33条第4号に該当するものと考えられるため、やむを得ないと判断しました。

次に申請番号第13号について説明させていただきます。議案書32ページ、議案付属資料は78ページから84ページをご覧ください。申請地は、●、地目は●、面積は●㎡であります。

申請内容は、申請者が経営する法人の資材置場が手狭となったため申請地を取得し、新たに資材置場を整備するための転用であります。申請地は、深堀保育園から北東へ約0.7km、湯沢市役所から西へ約2.7kmに位置し、東側は水路、西・南・北側は宅地に隣接している。農地区分は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地（その他農地）と判断しました。事業計画は、造成は行わず、資材置場を整備するものです。事業費は、用地取得費●円、登記経費●円、計●円あります。被害防除計画は、フェンスを設置し周囲の住宅、農地等に被害がでないよう配慮するものです。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は地下浸透により処理するものです。許可判断として、申請地は第2種農地であるが、不許可の例外の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、規則第33条第4号に該当するものと考えられるため、やむを得ないと判断しました。

次に申請番号第14号、15号、16号について説明させていただきます。議案書33ページから34ページ、議案付属資料は85ページから97ページをご覧ください。申請地は、●、地目は●、面積は●㎡であります。

申請内容は、現在居住している住宅が手狭となったため、申請地を取得し新たに住宅を建築するための転用であります。申請地は、湯沢市役

所雄勝総合支所から北東へ約0.9km、雄勝こまち IC 入り口から北西へ約0.8km に位置し、東・北側は水路、西・南側は道路に隣接しております。農地区分は、第3種農地の要件であるおおむね300m以内に鉄道の駅（横堀駅）が存在することから第3種農地と判断しました。事業計画は、高さ●m、土量●m<sup>3</sup>の造成工事を行い、住宅●m<sup>2</sup>を建築するものです。事業費については、用地取得費●円、造成・整地経費●円、建物建設経費●円、登記費用●円、計●円であります。被害防除計画については、北・東側は法面保護処理を行い、南・西側は接している道水路と同一の高さまで整地するものです。汚水・生活雑排水は合併浄化槽、雨水は水路放流、自然沈下により処理する。許可判断として、申請地は第3種農地であり、事業計画にも問題はなく一般基準を満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

ここで、現地確認結果について、17番 川崎 秀悦 委員から報告願います。

(17番 川崎 秀悦 委員、挙手)

議長

17番 川崎 秀悦 委員。

17番

議案第17号の現地確認について報告いたします。

5月27日、1番 高橋 忠雄 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をしてみました。

先ほど、事務局より説明があったとおり、5条使用貸借権設定申請番号第2号については、申請地の一部に住宅が建築されている状況でありました。5条賃貸借権設定申請番号第1号、2号については、申請地のうち多くの面積が資材置場となっている状況でありました。

それ以外の案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。

報告は以上です。

議長

暫時休憩します。(午後3時42分)

議 長	再開します。 (午後4時9分)
議 長	<p>議案第17号の農地法第5条の規定による許可申請について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、議案第17号の農地法第5条の規定による許可申請について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第17号の農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。</p> <p>次に、議案第18号「押印を求める手続の見直し等のための関係規則の整備に関する規則の制定について」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>
阿部班長	<p>(議案第18号「押印を求める手続の見直し等のための関係規則の整備に関する規則の制定について」、朗読説明)</p> <p>議案第18号「押印を求める手続の見直し等のための関係規則の整備に関する規則の制定について」押印を求める手続の見直し等のための関係規則の整備に関する規則を制定することについて同意を要す。令和3年6月15日提出。</p> <p>議案書35ページから36ページをご覧ください。参考資料は1ページか</p>

<p>議 長</p>	<p>ら6ページをご覧ください。  (議案書35ページから36ページの議案内容について説明)</p> <p>議案第18号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質問なしの声がありますので、議案第18号について採決を行います。  賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第18号「押印を求める手続の見直し等のための関係規則の整備に関する規則の制定について」は、原案のとおり決定することといたします。</p> <p>次に、議案第19号「湯沢市農業委員会互選規程の一部改正について」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>阿部班長。</p> <p>(議案第19号「湯沢市農業委員会互選規程の一部改正について」、朗読説明)</p>
<p>阿部班長</p>	<p>議案第19号「湯沢市農業委員会互選規程の一部改正について」湯沢市農業委員会互選規程の一部を改正することについて同意を要す。令和3年6月15日提出。</p> <p>議案書38ページから39ページをご覧ください。  (議案書38ページから39ページの議案内容について説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第19号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>

議 長	<p>質問なしの声がありますので、議案第19号について採決を行います。 賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第19号「湯沢市農業委員会互選 規程の一部改正について」は、原案のとおり決定することといたします。 これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p>(午後 4 時19分終了)</p>

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和3年6月15日

議長 高橋伸太郎 

署名委員 6番 宮原正明 

署名委員 7番 水澤 弥 